

公 示

次のとおり、公募します。

平成24年2月15日

支出負担行為担当官

山梨労働局総務部長 野中 一輝

1 公募内容

(1) 件名

平成24年度山梨労働局旅費精算システムのプログラム使用許諾及びソフトウェアサポート保守業務契約

(2) 内容

別添「仕様書」のとおり

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行った者でないこと。
- (6) 平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「ソフトウェア開発」において、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (7) 労働保険に加入しており、直近2年間の労働保険料の滞納がないこと。
- (8) 法人等の役員等が暴力団又は暴力団員でないこと。
- (9) 仕様書にて示した業務の全てを完全に履行することができること。

3 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で、一般競争入札への参加を希望する者は、以下により意思表示を行うこと。

- (1) 意思表示期限 平成24年3月5日（月） 17時15分まで
- (2) 意思表示方法 記入・押印した意思表示用紙（別添1）、誓約書（別添2）及び一般競争参加資格審査通知書（写）を持参もしくは郵送により下記6あて提出すること。

(3) 意思表示先 〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11
山梨労働局総務部総務課会計第一係 前嶋

(4) 意志表示様式 別添1の様式とするが、当該様式の内容を具備している場合は任意の様式でも可とする。

なお、別添2の誓約書を併せて提出すること。

5 その他

公募の結果、意志表示者が複数の場合、一般競争入札を行うものとする。

6 担当者連絡先

山梨県甲府市丸の内1-1-11

山梨労働局総務部総務課 会計第一係長 前嶋

TEL 055-225-2850 FA055-225-2780

平成 24 年度 山梨労働局旅費精算システム使用許諾及び
ソフトウェアサポート保守業務契約に関する仕様書

1. 件名

平成 24 年度山梨労働局旅費精算システムの使用許諾及びソフトウェアサポート保守業務委託

2. 目的

山梨労働局においては、旅費に係る各種情報をシステム化し、効率的かつ確実な業務の執行に努めており、当該システムの運用に係るトラブルに備え、迅速な復旧作業を行える体制を整備しておく必要がある。

については、システムを活用する中で、システムのソフトウェアに起因した障害等に係るサポート業務について、専門の業者に委託することにより、効率的かつ確実な業務の執行に資することとする。

3. 委託期間

平成 24 年 4 月 2 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

4. 業務概要

- (1) システムのソフトウェア使用許諾
- (2) システムのソフトウェアサポート業務

5. 対象のソフトウェア

旅費システム（コンピュータシステム株式会社製）

クライアント機器に収容されているソフトウェア

山梨労働局：9 式

労働基準監督署：3 式

公共職業安定所：5 式

6. 業務内容

- (1) 受託者は、山梨労働局に対し、当該システムのソフトウェア使用許諾を与えること。（入札者はシステムの使用に関し、開発業者であるコンピュータシステム株式会社から承諾を得ること。）
- (2) 受託者は、山梨労働局からのシステムに係る随時のサポート依頼に対し、速やかにサポート業務を遂行すること。（復旧作業、動作障害の調査等。）
- (3) サポート業務実施時間は、平日（土、日、祝日、年末年始を除く。）午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時を除く。）に行うこと。
- (4) 軽微なプログラム変更の必要性が生じ得ること等から、受託者はシステムの円滑な運用を成しえる者であること。（入札者は、資格審査結果通知書を提出する際に、システムの円滑な運用を成しえること。具体的にはシステムの運用を 5 年程度経験していること。）を証する関係資料（任意様式）を提出し、システムの円滑な運用をなし得る者として入札の参加資格を認められた者であること。（システムの開発業者を除く。）

- (5) システムの使用許諾及びサポート業務は、毎月1日から末日を単位として実施すること。
- (6) 6.(2)のソフトウェアの動作障害の調査及び復旧作業等に関しては、ソフトウェア製造元から提供されたサービスパックの導入を含むこと。
- (7) システムの基本的な説明・操作上の助言を行うこと。
- (8) 以下はサポート対象外とする。
 - ・メーカーが改修すべき障害及びメーカーにおいてサポートされていないライセンスソフトウェア、ハードウェア及びネットワークによる障害
 - ・山梨労働局のデータの保全及び保守
 - ・システムの開発及び改修（軽微なものを除く。）

7. 請求・支払

料金は毎月末で締め、受託者は3か月ごとに取りまとめ、当該期間の経過後に請求書を山梨労働局に提出すること。

8. その他

- (1) 受託者は、業務の遂行に当たり、対応不能な事態等が生じた場合は、山梨労働局に対し速やかに報告すること。
- (2) 山梨労働局の依頼により、受託者はサービスの提供を最善の努力をもって実施すること。
- (3) 業務の遂行に当たっては、この仕様書の定めるもののほか、山梨労働局職員の指示に従うこと。また、同職員と緊密な連絡のもと業務の目的に添うように万全の配慮をしなければならないこと。
- (4) 業務の遂行に当たり知り得た個人情報もしくは山梨労働局が秘密保持すべき対象として指定した情報などについて、厳に秘密を保持し、山梨労働局の事前の承諾なくしてこれらを第三者に開示又は漏えいしてはならないこと。
- (5) 本システムについては、平成26年度を目途に本府省共通システムに移行を予定している。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議するものとする。

以上

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

山梨労働局総務部長 野中 一輝 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

山梨第24-11号公示にかかる公募に対する意思表示について

貴労働局が公募する「平成24年度山梨労働局旅費精算システムのプログラム使用許諾及びソフトウェアサポート保守業務契約」につきまして、当方は、公募内容等の条件を満たすことから応募したいので、その旨を意思表示をします。

なお、下記記載の事項について、相違ないことを申し添えます。

記

- 1 当方は、予算決算及び会計令第70条の規定に該当しません。
- 2 当方は、予算決算及び会計令第71条の規程に該当しません。
- 3 当方は、厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けておりません。
- 4 当方は、経営状態が著しく不健全な状態ではありません。
- 5 当方は、商法その他の法令の規定に違反した営業は行っておりません。
- 6 当方は、平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「ソフトウェア開発」において、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされております。
- 7 当方は、労働保険に加入しており、かつ、労働保険料の滞納がありません。
- 8 当方は別途提出の誓約書のとおり、法人等の役員等が暴力団又は暴力団員ではありません。
- 9 当方は、公示に示された特殊条件を満たし、又、仕様書に示された業務の全てを完全に履行することができます。

(担当者)

所属部署：

氏 名：

電話番号：

FAX番号：

メ ー ル：

誓 約 書

調達件名：平成 24 年度山梨労働局旅費精算システムのプログラム使用許諾及び
ソフトウェアサポート保守業務契約

- 私
 当社

は、上記調達に係る公募への参加に当たり、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。
また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

住 所

名 称

代表者役職氏名

印